

平成29年度 社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会事業計画

基本理念 — 第2期輪之内町ささえあいプラン —

もっとぬくもりのあるささえあいのまちをめざして

基本目標 — 第2期輪之内町ささえあいプラン —

1. お互いを思いやるまちをつくる
2. あなたの力を地域に生かす
3. みんなが安全・安心に暮らせるまちをつくる
4. 様々な生活支援を受けやすいまちをつくる

【基本方針】

我が国は、経済の低迷と人々の生活の変化等により、貧困、虐待、孤立死、自殺、DV（家庭内暴力）被害、ホームレス、ニートなど、解決になかなか至らない深刻な福祉課題・生活課題が噴出しています。また、移動や生活物資確保が困難など日常生活に支障を来している地域が生まれています。こうした問題がいずれ自分自身の問題となるのではないかとといった不安を持つ人が増えています。

こうした問題発生には、様々な要因がありますが、少子高齢化、経済社会の変化により、家庭、地域社会の変容などにより、相互扶助機能が働かなくなり、地域、人とのつながりの希薄化、そして貧困化により、生活困窮者の増加、子どもの貧困と支援を必要とする人が多くなっています。

これらの社会的な課題解決に社会福祉協議会は、取り組んでいくことが求められています。このため当協議会は、住民一人ひとりが「思いやり、つながり、支え助け合う」まちになるように、地域福祉推進事業の充実を一層図ります。

また、本年度が第2期輪之内町ささえあいプランの最終年度になり、課題等の把握を行い次期計画に繋げてゆきます。

【目 標】

「みんなが安心して豊かに暮らせる地域づくり」

今年度の目標は、「みんなが安心して豊かに暮らせる地域づくり」です。これを実現するには、「住民一人ひとりの福祉力」を高めることが不可欠です。具体的には、次に掲げる事業を通じ、目標を達成することを目指します。

また、社会福祉法等の改正により、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の改革を進めるとともに、当輪之内町社会福祉協議会も、適切な法人運営と事業経営を推進すると共に、在宅福祉サービス等の事業者として、利用者様本位のサービス提供に努め、町民の皆様から信頼され、頼りになる事業活動の展開を図ります。

- ①近隣たすけあいネットワーク事業による住民主体の福祉活動を支援します。
- ②多様なボランティア活動の推進を図ります。
- ③各種相談（心配ごと・子ども・法律）事業を強化運営します。
- ④障がい者の地域社会での自立支援・社会参加の推進を図ります。
- ⑤行政と協力・連携を図り地域包括ケアシステム、地域支援事業等介護保険事業の重層的な取り組みを図ります。

平成29年度 主要事業

1 社会福祉協議会組織の充実と強化（法人運営）

- (1) 会員会費の確保と自主財源の確保
 - ①一般会員 1口500円、賛助会員・特別賛助会員 1口5,000円
- (2) 理事会・評議員会等の開催（改正社会福祉法・改正定款）
 - ①執行、議決機関としての会の開催
 - ②新役員（理事、監事）の選任 【6月の定時評議員会】
 - ③評議員選任・解任委員会の運営
- (3) 苦情解決
 - ①第三者委員と連携し、苦情の早期解決
- (4) 関係機関との連携・強化
 - ①県社会福祉協議会・町および関係機関・福祉団体との連絡調整
- (5) 広報PR活動の展開・情報公開
 - ①広報誌「社協の窓」の発行
年4回（3・6・9・1月）
 - ②ホームページの開設・運営

- (6) 研修会・イベント等への参加協力
 - ①ふれあいフェスタに参加
 - ②千本桜祭りに参加
 - ③各種機関・団体が主催する研修事業に参加

- (7) 福祉団体に対する育成・事業協力
 - ①福祉事業の実施団体に対する育成支援

- (8) 職員の研修
 - ①職員の資質向上、スキルアップを目指す
 - ②県社協等が実施する研修事業等に参加

- (9) 適正な人事管理
 - ①適切な人事配置
 - ②人事考課の実施
 - ③就職・転職フェアに参加

- (10) 事務局体制の強化
 - ①社会福祉に関する活動の活性化
 - ②運営の透明性と情報開示の強化

- (11) 団体等への助成
 - ①地域福祉事業団体等へ助成

- (12) 地域福祉活動計画の策定
 - ①第3期輪之内町ささえあいプランの策定
輪之内町地域福祉計画と共に計画策定

2 福祉事業の推進

- (1) ひとり暮らし高齢者等交流会（ふれあいサロン）
 - ①ふれあいサロン 年5回開催
 - ②日帰り研修

- (2) ふれあい交流会（ひまわりサロン・お元気サロン）
 - ①仲間づくり
 - ②居場所づくり
 - ③ひまわりサロン 年6回開催
 - ④お元気サロン 3地区、年3回開催

- (3) 心身障がい者（児）への車いすの貸出（無料）
- (4) 給食サービス、理容サービスの実施
 - ①給食サービス 年12回実施
 - ②理容サービス 年6回実施
- (5) 母子父子家庭等中卒者激励訪問事業
 - ①図書券の贈呈
- (6) 福祉委員会の運営・開催
- (7) ホットステーション「わのうち」での事業・運営（一部町受託）
 - ①仲間づくり
 - ②居場所づくり
 - ③サロンの開設
 - ・月曜日～金曜日 イオンタウンで実施 野菜・福祉製品等の販売
 - ・相談事業（健康・福祉・栄養）
 - ・いっしょにあそぼの開催（対象…未就学児）
- (8) 高齢者誕生会及び高齢者世帯の会の開催
 - ①日帰り研修
- (9) 近隣たすけあいネットワーク事業
 - ①民生委員児童委員、区長、福祉委員によるネットワーク事業の活動支援及び活性化
 - ②地域での支え合い（交流事業）
 - ③見守り活動

3 援助活動の推進

- (1) 総合相談事業
 - ①法律相談（顧問弁護士） 月1回（20日）
 - ②心配ごと相談（民生委員児童委員） 月1回（10日）
 - ③子ども相談（主任児童委員・民生委員児童委員） 月1回（第2土曜日）
 - ④結婚相談サービス「輪之内せわやき相談所」（せわやき相談員）開設
 - ⑤福祉サービス相談 随時
- (2) 日常生活自立支援事業
 - ①県社協受託事業として実施
 - ・福祉サービス利用援助

- ・ 日常的金銭管理サービス
 - ・ 書類等預かりサービス
- (3) 成年後見制度相談支援
- ①判断能力が不十分な方の日常生活を法律的に保護するための相談業務
- (4) 婚活事業（輪之内せわやき相談所開設）及び県結婚マッチングシステムの参加促進
- ①輪之内町の受託事業として実施（出会いの機会の創設、提供）
- (5) 生活福祉資金貸付事業
- ①貸付、受付、償還に関する相談、県社協との連携
- (6) 火災・自然災害等の災害見舞い
- ①会員に対する見舞い
- (7) 生活困窮者の自立支援に係る相談支援
- ①輪之内町と連携しながら相談支援
- (8) 権利擁護事業
- ①高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
- (9) 緊急食糧等支援事業（フードバンク）
- ①県社協と連携し、緊急に食糧が必要な方々に食糧を提供

4 ボランティア活動事業の運営

- (1) ボランティア活動の推進・充実
- ①ボランティア活動保険の加入手続き
 - ②災害時のボランティアセンター開設運営（町防災計画）
- (2) ボランティア活動の支援・支援
- ①ボランティア連絡協議会
 - ・ ボランティア団体の連携強化を図り、活動発展を目指す
 - ②災害ボランティアコーディネーター連絡会の支援
 - ・ 実技講習等の研修会開催
 - ③ボランティア人材の育成・確保
 - ④ボランティア団体への助成
 - ・ 活動の活性化を図る
 - ⑤地域住民参加型ボランティアの育成

(3) 福祉教育の推進

- ①福祉協力校の指定及び助成（対象…小学校・中学校）
- ②福祉ポスター、福祉標語の募集及び表彰
- ③福祉きらきら講座の開催
 - ・福祉活動功労者に係る表彰及び講演会の開催

5 介護予防・地域支え合い事業の推進

(1) 生活支援事業の推進

- ①軽度生活支援事業
- ②生活支援事業（地域見守り・給食サービス・サロン事業）
- ③総合相談事業（高齢者の相談支援・実態把握）

(2) 家族介護支援事業

- ①家族介護者会長表彰

6 介護保険事業の推進

(1) 通所介護事業（輪之内町デイサービスセンター）輪之内町から指定管理受託

- ①介護保険制度における通所介護事業の運営・経営・管理
- ②介護保険制度における介護予防通所介護事業の運営・経営・管理

(2) 居宅介護支援事業（ケアマネステーションわのうち）

- ①介護保険制度における居宅介護支援事業の運営・経営・管理
- ②職員4名体制
- ③介護保険法に基づく居宅介護支援計画書の作成
- ④介護保険法に基づく居宅介護予防支援計画書の作成
- ⑤介護保険各種申請代行
- ⑥認定訪問調査受託
- ⑦給付管理業務
- ⑧住宅改修、福祉用具購入理由書作成
- ⑨介護相談

7 障害者総合支援事業の推進

(1) たんぼぼの里事業（就労継続支援B型、生活介護の多機能型施設）

- ①就労支援 定員：11名（平成19年7月1日開所）
- ②生活介護 定員：9名（平成26年7月1日開所）
- ③月曜日～金曜日（土・日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日は

除く)

- ④自主製品（タオル・エコバッグ等）の販売
- ⑤受注作業、施設外就労、委託業務の実施
- ⑥利用者の福利・交流研修事業の実施

8 児童センター指定管理運営事業

- (1) 児童センターの管理運営事業（輪之内町からの指定管理受託）
 - ①児童健全育成活動の拠点
 - ②火曜日から土曜日（午前9時から午後5時）
 - ③利用料金 無料
 - ④定期的に各種行事を計画、開催
 - ⑤人形劇、舞台劇の開催
 - ⑥おもちゃ病院（ふれあいフェスタ開催時）

- (2) コミュニティ・ママ事業
 - ①利用者（対象…小学校3年生までの保護者、妊産婦）
 - ②利用料金 平日：1時間700円 土・日・祝日：1時間900円

- (3) ホットステーションで出前講座「いっしょにあそぼ」の実施

9 募金活動の実施

- (1) 共同募金事業の主旨・内容を説明、周知、理解を深め、目標額を定め募金活動を実施
 - ①輪之内町分会役員会の開催（共同募金運動等の計画協議）
 - ②共同募金運動（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）の実施
 - ③岐阜県共同募金会輪之内町分会団体事務
 - ・配分申請、連絡調整、義援金の受付

10 社会福祉充実計画による事業実施

- (1) 社会福祉充実残額が生じた場合は、岐阜県の承認後実施
 - ①税理士による確認
 - ②社会福祉充実計画を評議員会で承認
 - ③岐阜県へ承認申請・承認